

倉吉市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和5年3月30日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定を受けた者

指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第170号
所在地 鳥取県鳥取市安長102番地
名称 株式会社 タカミズ
代表者 代表取締役 高橋 恵美子

2 指定した日

令和5年3月30日

3 指定の有効期限

令和10年3月29日まで